

## 法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用について

三重県では、平成29年10月から全ての下請業者に社会保険加入を義務付けています、また、令和2年10月の建設業法の改正で、社会保険加入が建設業許可要件となりましたが、法令順守して適正な法定福利費を負担する建設業者が競争上不利になることがないように、元下間契約においては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001365251.pdf>)に基づき、社会保険等の法定福利費を内訳明示した見積書（以下「標準見積書」という。）をご活用願います。建設業者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いいたします。

## 1 建設業法では

- 法定福利費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます
- 法定福利費は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳として見積りを行うよう努めなければなりません

## 2 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインでは

- 元請企業（下請企業が再下請させる場合も同様）  
標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請企業に働きかける（見積条件に明示）
- 下請企業（再下請負の場合も同様）  
自ら負担しなければならない法定福利費を適切にも見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を注文者へ提出
- 元請企業（下請企業が再下請させる場合も同様）  
下請け企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額を適切に反映

## 3 法定福利費の計算方法（国土交通省HPより）

- (1) 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース  
法定福利費＝労務費総額×法定保険料率（「参考」を参照）
  - (2) 労務費の算出が困難なケース  
法定福利費＝工事費×工事費あたりの平均的な法定福利費の割合
  - (3) 下請企業から提出された標準見積書を活用するケース  
法定福利費＝（下請Aの法定福利費）＋（下請Bの法定福利費）
- ※詳細については、国土交通省HP掲載の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」(<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)をご覧ください。

## 【参考】協会けんぽ三重支部に加入した場合の社会保険料率（令和2年4月現在）

保険の種類	利率	参照先	備考
健康保険料	$9.77\% \times 1/2 = 4.89\%$	協会けんぽHP	
介護保険料	$1.79\% \times 1/2 \times 55.2\% = 0.494\%$	協会けんぽHP	40～64歳が該当 対象割合は同左HP
厚生年金保険料 (児童手当排出金含む)	$18.3\% \times 1/2 + 0.36\% = 9.51\%$	厚生労働省HP	厚生年金基金に加入の場合は基金に別途照会
雇用保険料	0.80%	厚生労働省HP	
合計	15.689%		

4 標準見積書の様式例（国土交通省HPより）

**御見積書（例）**

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××  
〇〇株式会社

**見積金額** L (消費税込) 事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				A
材料費				A
労務費				B
経費(法定福利費を除く)				C
小計				D=A+B+C

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	p	E・・・B×p
健康保険料	B	q	F・・・B×q
介護保険料	B	r	G・・・B×r
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s
合計	B	t	I・・・B×t

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。 事業主負担分の法定福利費を明示する。

小計 J=D+I

消費税等 法定福利費も消費税の対象になる。 K=J×8%

合計 L=J+K

5 その他

公共工事の積算体系における法定福利費については、以下のとおりとなっています。（国土交通省HPより）

